

2012年度フォーム 20-F の作成について(参考和訳)

2013年1月18日

本メモランダムでは、フォーム 20-F による 2012 年度の年次報告書の作成に関するいくつかの検討事項に焦点を当てる。以前と同様、新しい開示義務と米国証券取引委員会（以下、「SEC」という）にとって関心のある分野について論じる。さらに、海外民間発行体（以下、「FPI」という）が関心を有する可能性がある一定の米国関連規制措置とその他の進展についても紹介する。

2012年度のフォーム 20-F の新しい開示義務

2012年イラン脅威削減及びシリア人権法

2012年8月に成立した「2012年イラン脅威削減及びシリア人権法（The Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012）」（以下、「ITRA」という）は、特に、イランとの取引に関与する第三国の国民及び法人を対象とした既存の米国の経済制裁を拡大し、イランとシリアにおける人権侵害に関連した対策を含んでいる。同法は、非米国人が新たに対象とされたイランに関連する活動に関与した場合に、その非米国人を制裁の対象とするものである。

その多くの規定において、ITRA は、SEC への定期報告書をファイルすることが義務付けられている企業に対して、新たな報告義務を追加している。FPI にとっては、同義務は、2013年2月6日又はそれ以降にファイルすべきフォーム 20-F による年次報告書に関連する。

企業は、自社又はその関連会社（1934年米国証券取引所法（以下、「取引所法」という）に基づくルール 12b-2 において定義されている）が該当する報告期間中に、とりわけ、国営イラン石油会社（以下、「NIOC」という）、一定のイランの銀行並びにその他の事業体及び人物（イランに無関係な一定の事業体及び人物を含む）を含むテロリズム又は大量破壊兵器の拡散を理由として、指定された者との間で一定のイランに関連する活動又は取引であることを知ってこれに従事した場合、これを開示しなければならない。開示すべき活動には、イランの石油及び石油化学製品セクターに関連する一定の投資及び取引並びにイラン政府（その政治的下部機構及び機関、これらが所有し又は支配する事業体、並びに直接又は間接的にこれらを代理する者を含むと定義されている）に関与する取引を含むが、これらに限定されない。企業は、関連する活動の性質及び範囲、当該活動に帰属する総収益及び純利益並びにそれらの活動が今後も継続されるかについて開示しなければならない。自社又はその関連会社が特定されている活動であることを知ってこれに従事したことを報告する場合、FPI は、当該活動の開示が自社のフォーム 20-F による年次報告書に含まれているとの通知を SEC に対して別途ファイルすることが義務付けられている。その新たな開示義務を満たすためには、FPI は、その関連会社から関連情報を収集する必要がある。

SEC は、かかる通知の受領後直ちに、その報告を米国大統領及び一定の連邦議会委員会に伝達し、SEC のウェブサイト上の開示及び通知において、提供された情報を掲載するしなければならない。特定されている活動（イラン政府との取引又は売買を除く）に関する開示が記載されている報告を受領した場合、大統領は直ちに、一定の法律及び大統領命令に基づく制裁発動の可能性の調査に着手しなければならない。且つ、当該企業又はその関連会社に対し制裁が発動されるべきか否かについて、調査の着手後 180 日以内に決定しなければならない。

これらの新たな報告要件に関する詳細な情報に関しては、当事務所のメモランダム「[New Law Requires Issuers to Disclose Certain Iran-Related Transactions](#)」及び「[SEC Issues Guidance on New Iran Disclosure Requirements](#)」を参照されたい。

米国はイランを対象とする ITRA のほかにも法律を実施しており、SEC 並びにますます多くの米国の州、地方自治体及び大学が、イラン及びその他の制裁対象国、及び／又はテロ支援国家として特定されたその他の国々との間で企業が行っている接触に引き続き注目している。フォーム 20-F の開示に関して検討を要する可能性のあるこれらの動きに関するより詳しい情報については、「[SEC Disclosure Focus Areas—U.S. Economic Sanctions & State Sponsors of Terrorism](#)」を参照されたい。

鉱山の安全衛生に関する開示

当事務所の「[Preparing Your 2011 Form 20-F](#)」、「[2011 年度フォーム 20-F の作成について（参考和訳）](#)」と題するメモランダムにおいて、当事務所は、1977 年米国連邦鉱山安全法（U.S. Federal Mine Safety Act of 1977）の対象となっている石炭その他の鉱山（一般的に米国内及びその領土にある鉱山）を運営する FPI 又はそのような会社を子会社に持つ FPI に適用されるドッド・フランク法第 1503 条に関連する SEC の最終規則について論じた。最終規則は、2012 年 1 月 27 日に採択され、効力が発生し、フォーム 20-F において Item 16H が新たに創設されたが、それは、概して既に効力が発生している第 1503 条に基づく開示要件を反映するものであった。第 1503 条及び Item 16H は外国鉱山の安全衛生に関する問題には適用されないが、SEC は、その最終規則において、別途、かかる問題が重要である限りにおいて、そのような問題の開示が義務付けられる場合があることを指摘している。

報酬委員会に関する NYSE 及び Nasdaq の上場基準

2012 年 6 月 21 日、SEC は、報酬委員会及びそのアドバイザーの独立性に関するドッド・フランク法の要件を実施するための上場基準を採用する最終規則を採択した（「[SEC Finalizes Independence Rules for Compensation Committees and Advisers](#)」）と題する当事務所のメモランダムを参照されたい）。ニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」という）及び Nasdaq はその後、SEC 規則に適合するための上場基準を提案し、SEC は、2013 年 1 月 11 日に、NYSE 及び Nasdaq の上場規則案を前倒しで承認した（より詳細な情報については、「[NYSE and Nasdaq Propose Listing Standards on Compensation Committees and Advisers](#)」）と題する当事務所のメモランダム並びに SEC の「[NYSE approval](#)」及び「[Nasdaq approval](#)」を参照されたい）。自国の慣行に従っている FPI は、報酬委員会の独立性及び報酬アドバイザーに関する要件が免除されているが、該当する場合には、NYSE 及び Nasdaq の新しい上場基準の効力が発生する 2013 年 7 月 1 日又はそれ以降にファイルするフォーム 20-F において、以下に論じる一定の開示を行うことが義務付けられる可能性がある。

NYSE 上場基準の既存の第 303A.11 条は、NYSE 上場 FPI に対して、そのコーポレートガバナンスの慣行が NYSE 上場基準に基づき国内企業が従っているものと比較して大きく異なっている点について開示することを義務付けている。その結果、NYSE 上場 FPI には、NYSE 上場基準が国内発行体に適用された場合に、その基準が FPI の自国での慣行と異なる限りにおいて、さらなる開示を行うことが義務付けられる可能性がある。さらに、Nasdaq 上場基準に基づき、その自国の慣行に従っており、且つ、独立報酬委員会を有していない Nasdaq 上場 FPI は、フォーム 20-F において、当該委員会を有していない理由について開示することが義務付けられる。

SEC が注目する開示分野

これまでの年度と同様、2012年度のフォーム 20-F の作成に際し、以下の SEC が注目する分野に留意すべきであると考えます。

経営者による検討と分析 (MD&A)

SEC は、経営者による検討と分析（以下、「MD&A」又は「OFR」という）の開示に引き続き焦点を当てており、FPI においては、流動性と資金のリソース（源泉）、重大な周知の動向、不確実性及び短期借入金に関する開示を始めとする重要な注目分野に関する当事務所の過去のアドバイスを再度確認すべきである（「[Preparing Your 2010 Form 20-F](#)」、「[2010年度フォーム 20-F の作成について（参考和訳）](#)」及び「[SEC Shines a Spotlight on Short-Term Borrowings: Issues Guidance and Proposes New Disclosure Requirements](#)」と題する当事務所のメモランダムを参照されたい）。

特に、SEC は、依然として、悪影響が現実化する前に、企業が行う重大な周知の動向及び不確実性の特定及び開示に焦点を当てている。SEC スタッフの最近のコメントは、この分野における MD&A に関する開示の中核にある「2つの柱からなる」テストが引き続き重要であることを強調している。これらのテストは、企業に対して、(i)収集した情報に基づく周知の動向及び不確実性を特定し、且つ、(ii)これらの特定された動向及び不確実性が流動性、資金のリソース若しくは業績に重大な影響を及ぼすか、又はその可能性が高いあるかについて評価することを義務付けている。企業は、周知の動向、需要、コミットメント、事象又は不確実性が実現する可能性があるか否かをまず見極め、経営者がこうした偶発事象の発生する可能性が低いと決定した場合には、開示が義務付けられることはないと思われる。なお、経営者が決定できない場合、企業は、周知の動向、コミットメント、事象又は不確実性の帰結をそれが実現するだろうという前提のもとに客観的に評価すべきである。経営者が企業の財政状態又は業績に重大な影響を及ぼす可能性が高くないと合理的に決定する場合を除き、開示は要求される。

非 GAAP 財務指標

当事務所のメモランダム「[Preparing Your 2011 Form 20-F](#)」、「[2011年度フォーム 20-F の作成について（参考和訳）](#)」において、当事務所は、SEC ファイリング、企業のプレス・リリース及びその他の公開情報における非 GAAP 財務指標の使用と開示を SEC が見直している点について、特に、投資家はその非 GAAP 財務指標の意味を理解できるよう、開示バランスの確保に対する SEC の関心について指摘した。SEC スタッフは、特にハイテク業界でそのような指標の使用が増加していることを目にしており、適用される規則の遵守にあたり、SEC へのファイリングに非 GAAP 財務指標を用いる企業は、最も直接的に比較可能な GAAP 財務指標を同程度に目立つ形かそれ以上の形で提示し、非 GAAP 財務指標と最も直接的に比較可能な GAAP 財務指標との違いの調整 (reconciliation) を作成し、その非 GAAP 財務指標の提示が投資家に有益な情報を提供すると企業の経営者が信ずる理由を開示する記述を記載することが要求されている。

SEC スタッフは、企業に対し、業績発表、決算発表及びプレゼンテーション並びにその他の手段を通じて非 GAAP 財務指標が別途広く流布されているときには、SEC ファイリングにおいて、かかる非 GAAP 財務指標を含めた一貫した情報の開示を行うことを引き続き奨励している。

偶発損失

会計報告及び偶発損失の開示は、ファイリングのレビューにおいて引き続き SEC が注目する分野である（「[Preparing Your 2011 Form 20-F](#)」、[2011 年度フォーム 20-F の作成について（参考和訳）](#)」を参照されたい）。SEC スタッフは、企業の偶発損失開示の適時性と充実性の双方については改善されつつあるが、重大な損失の発生が実際に発生した際に不意打ちとならないよう、重大な和解又は訴訟判断等の重大な損失に関するリスクについては、企業があらかじめ示しておくべきであることを改めて述べている。SEC スタッフは、MD&A 又は財務諸表の偶発損失の注記といった「合理的に可能性のある」段階でのいかなる事前の警告もなしに、財務諸表の注記で損失の発生を明らかにする企業のファイリングに対してコメントしている。SEC スタッフは、MD&A、訴訟、リスクファクター及び財務諸表の注記（並びに SEC にはファイルされていない非公式のコミュニケーション）との間に矛盾がないか探す可能性がある。「合理的に可能性のある」とみなされる重大な偶発損失に関する損失額又は損失の範囲を経営者が合理的に見積もることができない場合、関連する事実及び状況についての定性的説明が要求される可能性がある。

セグメント別報告

SEC は、事業セグメントの特定に依然として焦点を当てており、セグメントにおける注記とその事業に関する企業の記述が一貫していない場合、又は変化している経済状況がセグメント別報告若しくは報告全体を変更させうる場合、登録企業のセグメント別報告に対してコメントする可能性があることを示唆している。SEC スタッフは、企業がそのセグメントを社内的にどのように見ているかを決定するために「最高意思決定者」に送られる報告書の提示を要求する可能性があることを示唆している。

米国の経済制裁及びテロ支援国家

上記において述べた ITRA に加え、2012 会計年度国防権限法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012）、2013 会計年度国防権限法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2013）及びいくつかの大統領命令に従って、イランに関連する新たな制裁が導入された。これらの措置は、とりわけ、NIOC のようなイラン政府が所有又は支配する事業体を含むイラン政府、イランのエネルギー、海運又は造船セクターに従事する個人及び事業体、並びにイランからの石油又は石油化学製品の購入並びにイランにおける人権侵害を含む、一定のイランに関連する活動であることを知ってこれに対し支援、物資若しくはサービスを提供し、又はこれと知って重大な取引に従事する、非米国金融機関及びその他の企業を含む非イラン人を対象としている。

SEC グローバル・セキュリティ・リスク室（以下、「OGSR」という）は、テロ支援国家（すなわち、キューバ、イラン、スーダン及びシリア）の国内における事業活動又はこのような国との事業活動に関して、たとえこうした国々との事業活動が財務面からみても重要性が乏しいと思われる場合であっても、関連する企業による情報公開全般を監視し続けている。SEC の立場は、たとえば世間におけるネガティブな認識が企業の取引に悪影響を及ぼしうる場合には、「定性的な」重要性も考慮に入れなければならないというものである。特に、テロ支援国家内で事業活動を行う、又はテロ支援国家を相手国として事業活動を行う企業は、OGSR がこうした事業活動を発見した場合には、SEC から質問を受ける可能性があり、企業はこれに公に回答しなければならないこと、また当該企業のフォーム 20-F の開示内容に修正を要求される可能性があることを認識していなければならない。OGSR は、FPI に対して、当該企業がテロ支援国家の 1 つと事業上の取引を有していることを示唆するニュース報道又は企業のウェブサイトにおける情報に関して頻繁に質問を行っている。

さらに、ますます多くの米国の州、地方自治体及び大学が、テロ支援国家、特にイラン及びスーダンに関与する特定の活動に従事する企業に対する投資の引き上げ又は類似の政策を導入あるいは検討している。これらの法律又は政策の多くは、特に、対象国において、石油、鉱物及び天然資源に関連する活動又は軍需若しくは原子力産業に関連する活動に従事する企業に向けられている。

PCAOB 検査の拒否

企業の主たる監査事務所が、公開会社会計監査委員会（**PCAOB**）による当該企業の会計事務所の監査及び品質管理に対する検査を認めない外国法域（欧州及びアジア全域における法域を含む）にある場合について、**SEC** スタッフは、登録企業に対し、別の異なるリスクファクターの見出しでこの事実を開示することを求めるコメントを発表している。**SEC** スタッフは、その状況が特定の登録企業に特有のものではないことを明らかにするために、企業がかかるリスクファクターにおいて、**PCAOB** がその国又は法域においてはいかなる監査人に対しても検査を行う権限を有していないことを記載した事実に関する開示を提供することができることを示唆している。**SEC** スタッフにおいては、企業に対し、将来のファイリングにおいてこの種のリスクファクターの開示を記載するよう追加のコメントを発表する可能性がある。

サイバーセキュリティ

当事務所のメモランダム「**Preparing Your 2011 Form 20-F**」、**「2011年度フォーム 20-F の作成について（参考和訳）」**において、当事務所は、サイバーセキュリティリスクに関する **SEC** の開示に関する **ガイダンス** について論じた。**SEC** スタッフは、最近、多数の大手の **SEC** 登録企業のサイバーセキュリティに関する開示の審査を行ったが、その結果、これらの審査された大半の企業に対してコメントが発表されることとなったと述べている。公式発表において、**SEC** スタッフは、将来の攻撃の可能性に関して、企業が一般的なリスクファクターの開示以上のものを提供することを要求した。企業は、既に発生した重大なサイバー攻撃又は将来における企業のセキュリティにとっての具体的な脅威を特定することを考慮すべきである。**SEC** スタッフは、企業にとって、攻撃が重大であったか、又は重大である可能性があるかを評価することは困難である可能性があることを指摘したが、その開示事項を検討するにあたって企業がこのような評価を行うべきであることを強調している。ただし、**SEC** スタッフは、企業がその情報テクノロジーの脆弱性に関するロードマップを提供することを期待しているわけではないと述べている。

欧州金融危機

当事務所のメモランダム「**Preparing Your 2011 Form 20-F**」、**「2011年度フォーム 20-F の作成について（参考和訳）」**において、当事務所は、欧州政府債務に対するエクスポージャーに関する **SEC** の金融機関に対する **開示ガイダンス** について論じた。最近の公式発表において、**SEC** スタッフは、欧州政府債務保有額に対する直接的及び間接的エクスポージャーについての金融機関による報告の改善を指摘したが、欧州政府債務に対するエクスポージャーを有している他産業の企業に対しては、それらの企業自身の開示事項を検討するにあたってこの分野における金融機関に対する **SEC** のガイダンスを考慮することを期待している。

金融機関

以下に述べる点は、主に金融機関である **FPI** にとって関心の高い開示事項である。

- 小規模金融機関. SEC スタッフは、小規模金融機関の開示事項についての SEC の観察に基づく開示ガイダンスを発表した。このガイダンスにおいて論じられたテーマには、貸倒引当金、貸倒償却及び未収利息不計上方針 (charge-off and nonaccrual policies)、商業用不動産、担保価値に基づく減損貸付金 (loans measured for impairment based on collateral value)、信用リスクの集中、債務整理 (troubled debt restructurings and modifications) 並びに繰延税金等のテーマが含まれている。このガイダンスは小規模金融機関に向けられたものであるが、上記テーマ全般に関する SEC スタッフの見解を広く知る手がかりとなることから、大手金融機関がその開示事項を作成するに当たっても有益である可能性がある。
- 欧州政府債務に対するエクスポージャー. 当事務所の「Preparing Your 2011 Form 20-F」、「2011 年度フォーム 20-F の作成について (参考和訳)」において、当事務所は、欧州政府債務保有額に対する直接的及び間接的エクスポージャーに関する金融機関の開示事項についての SEC スタッフの懸念について取り組む SEC の開示ガイダンスについて論じた。SEC スタッフは、報告における改善を認めたが、リスクを緩和するために利用されているクレジット・デフォルト・スワップの性質とその程度に関する開示に対して、金融機関が一層の改善を行うことができるだろうと述べている。さらに、最近のコメントレーターにおいて、SEC スタッフは、金融機関が SEC の以前のガイダンスに従って金融機関のリスクエクスポージャーを国別に分けることを要求している。
- バーゼルⅢ及びその他の非 GAAP 指標. SEC スタッフは、バーゼル及び規制上の自己資本比率は、政府、政府当局又は自主規制組織によって要求されている開示事項ではなく、したがって非 GAAP 財務指標であることから、現行の規制体制に基づき義務付けられている開示事項ではないことを指摘した。そのため、SEC スタッフは、金融機関に対し、その比率の算定において検討した重要な判断を含むかかる比率の使用について明らかにする開示事項及びかかる比率が他の金融機関によって作成された同様の計算と比較可能ではない可能性があるという記述を含めることが求められることを示唆している。
- 継続的監視. SEC は、金融機関の開示事項に関するファイリングについてはほぼ継続的なレビューを実施する目的で、大手金融機関の監視に専念する特別審査部門をその業務グループ内に最近設けた。

会計及び財務報告

財務報告マニュアルの改訂

SEC の企業金融部 (Division of Corporation Finance) は、最新の「財務報告マニュアル」(Financial Reporting Manual) を 2012 年 10 月 4 日に発表した。多くの変更の中でも、改訂されたマニュアルには、特に、中間期財務諸表について FPI に適用されるトピック 6 に対する変更、及び数年前に採用され現在は完全に効力を有する FPI の報告強化策を反映するためのその他の変更が含まれている。マニュアルは、JOBS 法に関して更新されてはならず (以下において論じる)、追加更新が行われるまでは、同マニュアルと併せて JOBS 法の文言を参照するよう利用者に指示している。

IFRS に基づく財務諸表提出企業に対する XBRL 救済の継続

当事務所のメモランダム「Preparing Your 2011 Form 20-F」、「2011 年度フォーム 20-F の作成について (参考和訳)」において、当事務所は、国際会計基準審議会 (以下、「IASB」という) が公表した国際財務会計基準 (以下、「IFRS」という) に基づく財務諸表を作成する FPI は、SEC が IFRS によ

る財務諸表の XBRL における分類 (XBRL taxonomy) を特定するまで、XBRL を利用したインタラクティブ・データ形式により財務諸表を提供する必要がないことを確認した事前照会に対する SEC の回答 (no-action letter) について論じた (当事務所のメモランダム「SEC Confirms IFRS Filers Will Not Be Required to Provide Interactive Data Until SEC Specifies Taxonomy」を参照されたい)。SEC は、IFRS 財務諸表に関してまだ XBRL における分類を承認しておらず、いつそれらの分類が承認されるかについての目安を明らかにしていない。これまでの年度と同様に、IFRS に基づく財務諸表を作成する FPI は、インタラクティブ・データ・ファイルの提出要件の遵守について、フォーム 20-F のカバーページのチェックボックスにチェックを入れるべきではないものと考えられる。

U.S. GAAP に基づく財務諸表提出企業に対する流動性リスク及び金利リスク開示の提案

財務会計基準審議会 (FASB) は、U.S. GAAP に基づき財務諸表を作成する企業に適用されることとなる新たな流動性及び金利リスクの開示要件を提案した。提案されている財務諸表の開示事項は、開示事業体が金融機関であるか否かによって異なるものとなる。多くの変更の中でも、提案されている財務諸表の開示事項は、特に、定量的な表における金額及びタイミングの重要な変化並びに関連する期間中におけるこれらの変化を報告組織がどのように管理するかに関する議論を含む、流動性リスクに対する組織のエクスポージャーの定量的又は記述による追加の開示を提供することを全ての報告組織に義務付けることとなる。金融機関は、定量的な表における金額及びタイミングの重要な変化並びに当期中におけるこれらの変化を報告組織がどのように管理するかに関する議論を含む、金利リスクに対する組織のエクスポージャーの定量的又は記述による開示を提供することを義務付けられることとなろう。コメント期間は、2012年9月25日に終了した。

IFRS の米国財務報告への組み込み

SEC は、米国発行体につき、IASB が発表した IFRS の米国財務報告制度への組み込みに対する調査を継続している。SEC スタッフの作業計画は、海外の利用者と米国内の関係者によって表明された IFRS 及び IASB のプラスとマイナスの側面についての概要を示している。ただし、作業計画は、SEC が IFRS を米国発行体のための財務報告基準に最終的に組み込むのか否か、あるいはどのようにして最終的に組み込むのかという疑問には答えていない。U.S. GAAP に基づき財務諸表を作成する FPI は、この分野における動向を引き続き監視すべきである。

フォーム 20-F の Item 17 及び監査意見

米国の「監査品質センター」(以下、「CAQ」という)の「国際慣行タスクフォース」は、最近フォーム 20-F の Item 17(c)について議論を行ったが、IASB が発表した IFRS に準拠する財務諸表には、当該財務諸表が IASB が発表した IFRS に準拠しているかに関する意見を監査報告書に含めることを義務付けている。CAQ は、財務諸表に対する注記及び監査人の報告書に、当該財務諸表が IASB が発表した IFRS に準拠しているという必要な誓約を記載していない場合、企業は、GAAP 調整 (reconciliation) を提出することが義務付けられると、企業に対し警告を行った。そのため、監査事務所は、SEC にファイルされる監査報告書の形式をレビューし、ファイリング義務を遵守するようにクライアントに対し助言をすべきである。

FPIに関連するその他の事項

JOBS 法

2012年4月5日、オバマ大統領は、JOBS法に署名しこれを成立させた。同法は、「新興成長企業」(以下、「EGC」という)に関するSEC登録IPO手続きを緩和し、1933年米国証券法(以下、「米国証券法」という)のルール144A及びレギュレーションDに基づく私募手続きを変更するものである。JOBS法は、SEC登録取引を背景とするEGCであるFPIによる米国IPOと、一般的に非SEC登録取引を背景とするFPIによる募集を促進する多数の重要な変更を盛り込んでいる。これらのメリットは、米国資本市場の魅力をさらに増加させるものと思われる。これらに関するより詳しい情報については、当事務所のメモランダム「[The JOBS Act: Potential Benefits for Foreign Private Issuers](#)」、「[JOBS法：資本市場プロフェッショナル、IPO前企業及び私募に対する含意\(参考和訳\)](#)」を参照されたい。

SECは、JOBS法に従って、レギュレーションDのルール506又は米国証券法のルール144Aに依拠して行われる私募における「一般的勧誘」及び「一般的広告」の禁止を廃止する規則案を2012年8月29日に発表した(当事務所のメモランダム「[SEC Issues Proposal to Eliminate General Solicitation Ban as Mandated by the JOBS Act](#)」を参照されたい)。JOBS法の他の部分とは異なり、同提案は、単にEGCだけでなく全ての発行体に適用されるものとなる。SECは、まだ最終規則を発表してはおらず、いつ最終規則が発表されるかについても明らかにしていない。

ドッド・フランク法開示要件実施のための規則

SECは、ドッド・フランク法により課された規則制定手続きを継続しており、2012年には、紛争鉱物及び資源採取発行体による政府への支払いに関する規則をそれぞれ採択した。

いずれの最終規則によっても企業には、2014年5月31日より、前暦年分に関して5月31日までに、新しい書式のフォームSDによる一定の開示をSECにファイルされることが義務付けられている。フォームSDは、SECに「提出する」(furnished)というよりも「届け出る」(filed)ものである。したがって、同フォームに重大な「虚偽又は誤解を招く記述」があった場合には、取引所法第18条に基づく法的責任を負うことになる。ただし、同フォームは企業のフォーム20-Fとは分離されていることから、CEO及びCFOによる証明書には含まれず、又は企業の発行登録届出書(shelf registration statement)に自動的に組み込まれることはない。

紛争鉱物 2012年8月22日、SECは、ドッド・フランク法の「紛争鉱物」に関連する報告要件を実施する規則を採択した。紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国又はその隣接諸国における紛争の資金源となっていると米国政府によって判断されたスズ石、コロンバイト・タンタライト、金、鉄マンガン重石及びその他の鉱物である。これらに関するより詳しい情報については、当事務所のクライアントニュースフラッシュ「[SEC Adopts Final Conflict Minerals Rules with Notable Changes](#)」及びクライアント・メモランダム「[Implementing the SEC's Final Conflict Mineral Rules: Guidelines and Commonly Asked Questions](#)」を参照されたい。同規則に基づき、FPIを含む全ての報告企業は、「製品の製造又は機能性に必要となる」紛争鉱物を含む製品を「製造する、又は製造することを契約する」場合、紛争鉱物に関する開示を行い、サプライ・チェーン・デュー・デリジェンスを実施することが義務付けられている。SECは、製品を「製造する」ことの意味を明確に定義しておらず、製品を「製造することを契約する」企業又は製品の製造に対して何らかの実際の影響を及ぼす企業に対し報告要件を課したが、これにより、厳密にはかかる製品の製造業者ではない非常に多数の企業が含まれることが予想されている。

る。この新しい規則に基づき、SEC 登録企業は、「自社が紛争鉱物をその機能性又は製造に必要とする製品を製造しているか、あるいは、そのような製品を製造する契約をしているか？」という重要な基準に対し、決定を行わなければならない。この質問に「はい」と答える企業は、紛争鉱物に関する開示要件の対象となり、2013年1月1日現在の自社の製品における紛争鉱物の原産国について調査を開始しなければならない。紛争鉱物に関する開示は、2013年分に関して2014年5月31日より開始され、前暦年分に関して5月31日までに、フォームSDによってファイルされることが義務付けられている。

資源採取発行体及び政府に対する支払い 2012年8月22日、SECはまた、資源採取発行体に関連するドット・フランク法の報告要件を実施する規則を採択した。これに関するより詳しい情報については、当事務所のクライアントニュースフラッシュ「[SEC Adopts Final Rules Implementing Dodd-Frank Disclosure Requirements for Resource Extraction Issuers](#)」を参照されたい。同規則に基づき、(1)SECに年次報告書をファイルし、且つ(2)石油、天然ガス又はその他の鉱物の商業的開発に従事するFPIは、当該企業、その子会社又はその支配下にある事業体によって外国政府又は米国連邦政府に対して、各「プロジェクト」及び各政府に関して、石油、天然ガス又は鉱物の商業的開発を促進する目的で支払われた支払いの種類及び総額を開示することが義務付けられている。同規則の対象となる企業は、フォームSDにより2013年9月30日以降に終了する会計年度におけるこれらの支払いを報告することが義務付けられている。最初の報告書については、多くの企業が2013年9月30日以降に行われた支払いのみを開示する報告書を提供することができる。暦年を採用している企業は、2014年5月30日までに、2013年10月1日から12月31日までの期間に関して、その最初の報告書をファイルする。

FCPAに関するガイダンス

米国司法省（以下、「DOJ」という）及びSECは、海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」という）の刑事・民事上の法執行規定に関する新ガイダンスをリリースした。これに関するより詳細な情報は、当事務所のクライアント・メモランダム「[DOJ and SEC Issue FCPA Guidance](#)」を参照されたい。

新ガイダンスは、既存の判例法及び判決を集約し、詳述し、DOJ又はSECが以前に訴追の断念（*declination*）を行ったケースの新しい例を提供している。同ガイダンスは、多くの者にとって役立つが、実質的な新しい解釈は提供されていない。同ガイダンスは、多くのテーマの中でも、特に、DOJ及びSECが法執行行為を提起するかを決定するにあたって考慮する要素、すなわち、SECの「法執行の手引き」（*Enforcement Manual*）及びDOJの「企業組織に対する連邦訴追の原則」（*Principles of Federal Prosecution of Business Organizations*）において列挙されるものに関する以前の指針を繰り返しており、自己申告、協力及び是正努力を強調している。同ガイダンスは、違反行為が発見されたときに、違反行為の性格及びその帰結の徹底的な調査の実施を含む違反行為の自己申告、並びに公衆、規制機関及び証券取引所等の自主規制組織への迅速且つ効果的な違反行為の開示の重要性について指摘している。

SECのコメントレターに対する回答レターの公表

SECスタッフは、企業によるコメントレターに対する回答レター（*comment response letter*）の記載事項に対する懸念が高まっていることを示唆し、企業とそのアドバイザーに対して、そのような回答レターの作成にあたっては注意を払うよう要請している。回答レターは、企業の情報公開記録の一部であり、ますます公衆によって吟味されつつあることから、企業は、そのような回答レターにおいて重大な不正確な記述を行ってはならない。

開示の監視

近年、SEC スタッフは、企業のプレス・リリース及び企業あるいは第三者主催の投資家会議における職員の発言といった SEC にあまりファイル若しくは提供されない、又はアナリストのレポート、報道記事、ブログ、そしてフェイスブック、ツイッター等のソーシャルメディアを通じて開示される非公式な企業のコミュニケーションが増加しつつあることに着目している。たとえば、その新規株式公開に関連して、Groupon は、マスコミに不注意にリリースされた、CEO が Groupon の一部の従業員に対する Eメールにおいて行った一定の公のコメントに投資家が依拠しないことを要求する記述を含んだ登録届出書の修正をファイルした。2012 年 12 月 6 日、Netflix は、通常であれば公に開示されることのなかった、Netflix の CEO によるフェイスブックのページで行われた記述の結果として、企業の重大な情報の選択的開示に関する SEC の規則に違反する疑いについて、警告書 (Wells Notice) を受け取ったことを開示した。SEC スタッフは、企業情報の公的開示要件に関するソーシャルメディアの使用についての明確あるいは公式のガイダンスを提供していないことから、Netflix のケースの結果は参考になる。

FINRA の審査手続き

金融取引業規制機構 (以下、「FINRA」という) は、FINRA の企業金融ルールの対象であるシェルフ・テイクダウンに関するその審査手続きを最近改訂した。新たな審査手続きでは、テイクダウンは、FINRA による発行体の発行登録届出書の審査及びサインオフの前に生じさせることができる。ただし、引受証券会社は、FINRA に対して、(i)募集の引受け条件及び取決めが企業金融ルールの意義の範囲内において不当ではないこと、(ii)引受け報酬のすべてが目論見書補完書面の引受けに関するセクションにおいて開示されること、(iii)会員企業、その関連会社又は関係者による特定期間中の非登録証券の取得がロックアップされ、目論見書補完書面において報酬として開示されること、(iv)募集が FINRA の利益相反ルールの対象である場合には、同ルールへの完全な遵守が行われることにつき、表明しなければならない。新しい手続きに基づき、FINRA は、「同日解除」 (same day clearance) レターを出す。引受証券会社は、その審査を求めて SEC へのファイリング当日に、FINRA に対し、目論見書補完書面をファイルすることが義務付けられる。募集終了後に、FINRA のコメントに対応するために必要な情報を得ることは困難であると思われるため、FINRA の全ての審査 (diligence) については、シェルフ・テイクダウン前に完了すべきである。

NYSE 確認書

NYSE 上場 FPI は、多くの事由の中でもとりわけ、取締役の就任・辞任及び取締役委員会のメンバーの変更を含むトリガー事由の発生後速やかに (5 営業日以内)、NYSE の仮確認書 (interim written affirmation) を提出する必要があることを思い起こされたい。さらに、FPI には、NYSE の年次確認書 (annual written affirmation) 及び最高責任者証明書 (chief executive certification) の提出が年次株主総会后 30 日以内に義務付けられていることも想起されたい。

ファイリング手数料の引き上げ

2012 年 10 月 1 日現在で、SEC への証券登録のためのファイリング手数料が 100 万ドル当たり 136.40 ドル (100 万ドル当たり 114.60 ドルから) に引き上げられた。

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

セオドア・A・パラダイス

03 5574 2630

theodore.paradise@davispolk.com

マイケル・T・ダン

+852 2533 3316

michael.dunn@davispolk.com

本メモランダム(いずれかの添付書類も含む)に記載されているいかなる米国連邦税に関する助言も、内国歳入法に基づく罰則を回避するため、又は本書において取り上げたいいずれかの取引もしくは事項を促進し、営業し、若しくは奨励するために利用されることを意図してはおらず、またそのために利用することはできません。

© 2013 Davis Polk & Wardwell LLP

ご注意: 本書は、当事務所のクライアントと友人の皆様にとって興味深いものであると考えておりますが、一般的な情報提供のみを目的としております。本書は、本件に関する完全な分析ではなく、リーガルアドバイスとして依拠されるべきではありません。本メールを間違って受信された場合には、直ちに送信者にお知らせください。そして、オリジナルメッセージ、添付書類及び全ての写しを破棄してくださいようお願い申し上げます。本方針に関する重要な情報については、davispolk.com にあります当事務所の[プライバシーポリシー](#)をご覧ください。デービス・ポーをあなたの信頼できる差出人リストに加えるか、dpwmail@davispolk.com をあなたのアドレスブックにお加えください。

配信停止: 今後、これらのメモランダムをお受け取りになりたくない場合には、本メールに返信の上、当事務所の配布先リストから削除されることを希望する旨をお申し出下さい。